

変 更 案

変 更 前 (現 在)

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直年度	昭和54年度
	昭和62年度
	平成 4年度
	平成10年度
	平成17年度
	平成30年度

地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直年度	昭和54年度
	昭和62年度
	平成 4年度
	平成10年度
	平成17年度

下田市農業振興地域整備計画書
(案)

下田市農業振興地域整備計画書

令和 8 年 4 月

平成31年 3 月

静岡県下田市

静岡県下田市

第1 農用地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>(ア) 地域の位置・自然的条件</p> <p>本市は、静岡県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置しており、東京都心からは140km圏内、直通電車で約2時間30分、車では約3時間の位置にある。また、熱海・三島からは50km圏にあり、市域は東西13km、南北16km、面積は104.38k㎡の広がりを持っている。</p> <p>古来より東西海上交通の要衝となる重要な港である下田港があり、幕末には、日米和親条約や日露和親条約が締結されるなど、開国の歴史の表舞台として、日本の歴史上に下田の名を残している。</p> <p>明治以降は南伊豆地域の産業経済、行政、教育文化の中心都市として、また、温泉、歴史、自然等を活かした国際都市として発展してきた。</p> <p>また、本市は、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれている。しかしながら、面積の77%は山林・原野であり、平坦な土地は極めて限られている。このため、都市基盤の整備や産業の振興などは大きな制約を受け、さらに都市的な開発や生活環境の変化が進むなかで、森林の荒廃や河川、海洋の汚染などの進行が懸念されている。</p> <p>気候は、近海を北上する黒潮の影響により、一般的に温暖で気象条件に恵まれている。気温は、年平均17℃前後、年較差は20℃程度であり、夏と冬の気温の差は少ない。年間降水量は1,900mm前後で、初夏と秋期に降水量が多く、冬季に降水量が少ない。風速は年間平均で4.5m/sと比較的強く、特に1月前後に強風が多い。</p> <p>(イ) 人口等の動向</p> <p>人口は、昭和50年の31,700人をピークにその後減少を続け、令和2年に20,183人となっている。世帯数も平成12年以降減少に転じ、令和2年は9,641世帯となっている。</p> <p>令和2年における産業別就業比率は、第3次産業が82.3%と非常に高く、第1次産業5.0%、第2次産業12.7%となっている。産業別就業比率の推移は、第1次・第2次・第3次産業ともに横ばいとなっている。</p> <p>しかし、農家数及び農家人口(販売農家)は、年々減少しており、また、組織経営体は微増傾向にあるものの、家族営体数は減少傾向にある。</p> <p>(ウ) 土地利用等の動向</p> <p>近年、農林水産業や地場産業の低迷、夏期に偏る観光、若年層の流出による人口の減少、少子高齢化、交通渋滞等、社会情勢、経済環境が大きく変容しつつあるなかで、荒廃農地の発生、山間集落地における活力の低下、土地利用の混在化、中心市街地における空洞化などの課題が深刻化している。</p> <p>一方、現在工事が進められている伊豆縦貫自動車道河津下田道路(以下「伊豆縦貫道」とする。)は、静岡県東部地域の諸都市との連携強化が期待され、全線開通時には渋滞緩和や交通事故の削減等の利便性向上に加えて、観光業や農業の振興、企業誘致や新たな産業創出等、幅広い効果が期待されるなど、本市の新たな発展のための大きな起爆剤と成りうるものである。</p> <p>また、箕作地区、須原地区では、伊豆縦貫道の建設発生土を利用した埋立により、防災拠点として活用できる多目的広場や休憩場所の整備を検討し、防災機能の強化と観光振興につなげていく。</p> <p>本市の農業振興地域は、市域の約38%にあたる3,953haが設定されており、このうち約662haが農用地となっている。</p>	<p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>(ア) 地域の位置・自然的条件</p> <p>本市は、静岡県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置しており、東京都心からは140km圏内、直通電車で約2時間30分、車では約4時間の位置にある。また、熱海・三島からは50km圏にあり、市域は東西13km、南北16km、面積は104.38k㎡の広がりを持っている。</p> <p>古来より東西海上交通の要衝となる重要な港である下田港があり、幕末には、日米和親条約や日露和親条約が締結されるなど、開国の歴史の表舞台として、日本の歴史上に下田の名を残している。</p> <p>明治以降は南伊豆地域の産業経済、行政、教育文化の中心都市として、また、温泉、歴史、自然等を活かした国際都市として発展してきた。</p> <p>また、本市は、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれている。しかしながら、面積の77%は山林・原野であり、平坦な土地は極めて限られている。このため、都市基盤の整備や産業の振興などは大きな制約を受け、さらに都市的な開発や生活環境の変化が進むなかで、森林の荒廃や河川、海洋の汚染などの進行が懸念されている。</p> <p>気候は、近海を北上する黒潮の影響により、一般的に温暖で気象条件に恵まれている。気温は、年平均17℃前後、年較差は20℃程度であり、夏と冬の気温の差は少ない。年間降水量は1,900mm前後で、初夏と秋期に降水量が多く、冬季に降水量が少ない。風速は比較的強く、特に1月前後に強風が多い。</p> <p>(イ) 人口等の動向</p> <p>人口は、昭和50年の31,700人をピークにその後減少を続け、平成27年に22,916人となっている。世帯数も平成12年以降減少に転じ、平成27年は10,384世帯となっている。</p> <p>平成27年における産業別就業比率は、第3次産業が81.7%と非常に高く、第1次産業5.4%、第2次産業12.9%となっている。産業別就業比率の推移は、第1次・第2次・第3次産業ともに横ばいとなっている。</p> <p>しかし、農家数及び農家人口(販売農家)は、年々減少しており、また、専業農家は微増傾向にあるものの、兼業農家は減少している。</p> <p>(ウ) 土地利用等の動向</p> <p>近年、農林水産業や地場産業の低迷、夏期に偏る観光、若年層の流出による人口の減少、少子高齢化、交通渋滞等、社会情勢、経済環境が大きく変容しつつあるなかで、荒廃農地の増加、山間集落地における活力の低下、土地利用の混在化、中心市街地における空洞化などの課題が深刻化している。</p> <p>一方、現在工事が進められている伊豆縦貫自動車道河津下田道路(以下「伊豆縦貫道」とする。)は、渋滞緩和や交通事故の削減等の利便性向上に加えて、観光業や農業の振興、企業誘致や新たな産業創出等、幅広い効果が期待されており、本市の新たな発展のための大きな起爆剤と成りうるものである。</p> <p>そのため、高速交通体系に直結する道路として伊豆縦貫道整備を促進すると共に、予定されるICと接続する国・県道及びその他の都市計画道路の幹線道路の整備、さらにはこれらの幹線道路と連携した生活道路の有機的なネットワークを確立するため、その整備に努める。</p> <p>また、箕作地区、須原地区では、伊豆縦貫道の建設発生土を利用した埋立により、防災拠点として活用できる多目的広場や休憩場所の整備を検討し、防災機能の強化と観光振興につなげていく。</p> <p>本市の農業振興地域は、市域の約38%にあたる3,953haが設定されており、このうち約664haが農用地となっている。</p>

変 更 案

(エ) 農業の現状と基本的な今後の方向性

本市では、市域の約8割を山林と原野が占めており、限られた地形の中で、農業が営まれている。また、農地の大半は、稲生沢川・大賀茂川の比較的耕作条件の良い両河川流域に分布しているが、それ以外は傾斜地が多い地理的条件から耕作条件は良いとはいえない。

このような立地条件から、本市では水稻・野菜・果樹・特用林産物等を組み合わせた零細な複合経営が行われてきたが、高齢化や担い手不足、鳥獣被害の増加を背景に生産者の減少と荒廃農地の拡大が止まらず、農業経営は厳しい状況にある。

今後の農業の方向としては、増加している荒廃農地を解消するために農地の集積・集約を円滑に進めるとともに、農業生産のみならず、付加価値の高い商品の開発や新たな販路開拓に向けた6次産業化の推進や、「耕作」体験の機会の提供等の農業のサービス化など、広い視野からの展開を推進していく。

朝日地区・稲梓地区においては、ほ場整備事業実施済の農地の活用により、農業経営の合理化と生産コストの低減を図るとともに、水稻と観光農園や、加工品開発・直売等を組み合わせた営農類型を推進する。特に、観光農業の促進に向けては、農業をはじめとする体験プログラムと一帯となった宿泊スタイルを発信していく。

農業振興地域については、今後とも集団的農用地の確保を推進するため、現行の範囲を維持する方針である。

一方、自然条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でない小規模で散在する農用地区域の見直しを行い、秩序ある計画的な土地利用を図っていく。

表 農業振興地域内面積の見直し

単位：ha，%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	662	16.8	4	0.1	2,080	52.6	0	0	0	0	1,207	30.5	3,953	100
目標 (令和17年)	652	16.5	4	0.1	2,080	52.6	0	0	0	0	1,217	30.8	3,953	100
増減	△10										10			

(注) 1 目標は、過去の転用実績に基づき予測した。

2 単位未満四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 662haのうち、a～cに該当する農用地で、次の区域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 145haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					
計					

変 更 前 (現 在)

(エ) 農業の現状と基本的な今後の方向性

農地の大半は、稲生沢川・大賀茂川の比較的耕作条件の良い両河川流域に分布しているが、それ以外は傾斜地が多い地理的条件から耕作条件は良いとはいえない。

また、温暖な気候に恵まれ、生産される農作物の種類は多種多様にわたっているが、もともと経営規模が小さい上に高齢化と後継者不足が進み、農業経営は厳しい状況にある。

今後の農業の方向としては、農地の保全を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農業生産のみならず、加工・販売に取り組む6次産業化や、都会の人達への「耕作」体験の提供等の農業のサービス化など、広い視野からの展開を推進していく。

ほ場整備が完了した稲梓地区においては、ほ場整備事業実施済の農地の活用により、農業経営の合理化と生産コストの低減を図るとともに、水稻と観光農園や、加工品開発・直売等を組み合わせた営農類型を推進する。特に、観光農業については、「あずさ山の家」や「加増野ポーレポーレ」等を拠点とし市民や観光客を対象とした農村と都市との交流の場、農村体験の場として利用を促進する。

また、本市では、平成29年度から、「オリーブのまちづくり」推進事業を開始している。この事業は、荒廃農地等を活用した新たな農作物としてオリーブ栽培を普及することで農業生産の振興を図るとともに、6次産業化による新たな特産品づくりや、オリーブの持つ多様な機能性を活かした健康増進など多面的な普及も目指していく事業である。

農業振興地域については、今後とも集団的農用地の確保を推進するため、現行の範囲を維持する方針である。

一方、自然条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でない小規模で散在する農用地区域の見直しを行い、秩序ある計画的な土地利用を図っていく。

表 農業振興地域内面積の見直し

単位：ha，%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成30年)	664	16.8	4	0.1	2,080	52.6	0	0	0	0	1,206	30.5	3,953	100
目標 (平成40年)	658	16.6	4	0.1	2,080	52.6	0	0	0	0	1,212	30.7	3,953	100
増減	△6										6			

(注) 1 目標は、過去の転用実績に基づき予測した。

2 単位未満四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 664haのうち、a～cに該当する農用地で、次の区域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 147haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					
計					

変 更 案	変 更 前 (現 在)																																
<p>a 集団的に存在する農用地 10ha以上の集団的な農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地 ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。） ・区画整理 ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ・埋立て又は干拓 ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、振動破碎、床締め、切盛り等</p> <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 1)2ha以上の連たんした集団的農用地 <u>2)果樹等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの</u> <u>3)農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という）の区域内にある土地</u></p> <p>ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。 (a)集落等に介在する農用地 ・周囲を住宅地等に分断され集団的な農地から孤立した農用地で、集落内に介在し、農用地として確保することが適当でない農用地 (b)今後の農地利用が困難な農用地 ・山間地にあつて概ね30度以上の急傾斜ですでに生産性の低い農用地で、道路等の条件から見て、今後農用地としての存続が困難であると認められる農用地 ・散在農用地であり、生産性の高い農用地として確保することが困難な農用地</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであつて、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、または隣接するものであつて、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>農業用施設の名称</th> <th>位置（集落名等）</th> <th>面積</th> <th>農業用施設等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わさび育苗施設</td> <td>北湯ヶ野地区 D-3</td> <td>1.1 ha</td> <td>共同栽培管理施設</td> </tr> <tr> <td>地中熱交換型温室</td> <td>横川地区 D-4</td> <td>2.1 ha</td> <td>共同栽培管理施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td>3.2 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし</p>	農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設等の種類	わさび育苗施設	北湯ヶ野地区 D-3	1.1 ha	共同栽培管理施設	地中熱交換型温室	横川地区 D-4	2.1 ha	共同栽培管理施設	計		3.2 ha		<p>a 集団的に存在する農用地 10ha以上の集団的な農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地 ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。） ・区画整理 ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ・埋立て又は干拓 ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、振動破碎、床締め、切盛り等</p> <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 1)2ha以上の連たんした集団的農用地</p> <p>ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。 (a)集落等に介在する農用地 ・周囲を住宅地等に分断され集団的な農地から孤立した農用地で、集落内に介在し、農用地として確保することが適当でない農用地 (b)今後の農地利用が困難な農用地 ・山間地にあつて概ね30度以上の急傾斜ですでに生産性の低い農用地で、道路等の条件から見て、今後農用地としての存続が困難であると認められる農用地 ・散在農用地であり、生産性の高い農用地として確保することが困難な農用地</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであつて、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、または隣接するものであつて、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>農業用施設の名称</th> <th>位置（集落名等）</th> <th>面積</th> <th>農業用施設等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わさび育苗施設</td> <td>北湯ヶ野地区 D-3</td> <td>1.1 ha</td> <td>共同栽培管理施設</td> </tr> <tr> <td>地中熱交換型温室</td> <td>横川地区 D-4</td> <td>2.1 ha</td> <td>共同栽培管理施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td>3.2 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし</p>	農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設等の種類	わさび育苗施設	北湯ヶ野地区 D-3	1.1 ha	共同栽培管理施設	地中熱交換型温室	横川地区 D-4	2.1 ha	共同栽培管理施設	計		3.2 ha	
農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設等の種類																														
わさび育苗施設	北湯ヶ野地区 D-3	1.1 ha	共同栽培管理施設																														
地中熱交換型温室	横川地区 D-4	2.1 ha	共同栽培管理施設																														
計		3.2 ha																															
農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設等の種類																														
わさび育苗施設	北湯ヶ野地区 D-3	1.1 ha	共同栽培管理施設																														
地中熱交換型温室	横川地区 D-4	2.1 ha	共同栽培管理施設																														
計		3.2 ha																															

変 更 案

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域は温暖な気候に恵まれた条件の中、わずかな平坦地において、水稻及び果樹、施設野菜等を主体に多様な農業が営まれてきた。しかしながら、農業従事者の高齢化、担い手不足や土地持ち非農家の増加等による農家の構造変化、市街地周辺の非農業的土地需要の増加、山間部の不利な農業生産条件による荒廃農地の増加及び農地のかい廃等により農用地区域の維持・保全が困難な状況にある。

このため、本市農業の持続的な発展と地域農業の有する多面的機能の維持及び発展の実現を図るため、ほ場整備実施地区を中心に、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に基づき農地中間管理事業等を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を促進し、経営規模の拡大を促進する。

また、市の基幹産業である観光業と連携し、付加価値の高い商品の開発や新たな販路開拓に向けた6次産業化の推進や、農業をはじめとする体験プログラムと一帯となった宿泊スタイルの提案・発信、農業体験・学童農園等及び景観作物の栽培による荒廃農地解消の促進などにより、農用地の確保及び有効利用と生産性の向上に繋げていく。

単位：ha

地区	区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等		
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
山村地区 (C, D: 大沢・稲梓地区)		95	95	0	-	-	-	-	-	-	3	3	0	98	98	0	-	-	-
準山村地区 (B: 朝日地区)		32	32	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	32	32	0	-	-	-
海岸地区 (A, E: 白浜・須崎地区)		18	18	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	18	18	0	-	-	-
計		145	145	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	148	148	0	0	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) 山村地区 (C, D: 大沢・稲梓地区)

本地区は本市の北部に位置しており、市域のほぼ1/2を占めている。
河川沿いの耕作地は、水田を中心とした農地としての利用を推進する。
また、野菜や果樹などの施設園芸としての土地利用のため、農業用施設用地を中心とした利用を継続する。

(イ) 準山村地区 (B: 朝日地区)

本地区は本市の南西部に位置し、集落を囲むように山地や丘陵地が広がる。山地部分の緩傾斜の樹園地や大賀茂川沿いの平坦部の水田は、農地としての利用を推進する。

(ウ) 海岸地区 (A, E: 白浜・須崎地区)

本地区は、海岸線沿いに位置し、一帯は富士箱根伊豆国立公園として指定されている。
丘陵地部平坦部の樹園地、集落周辺に介在する田・畑は、農地としての利用を継続する。

変 更 前 (現 在)

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域は温暖な気候に恵まれた条件の中、わずかな平坦地において、水稻及び果樹、花き栽培、施設野菜等を主体に多様な農業が営まれてきた。農業従事者の高齢化、担い手不足や土地持ち非農家の増加等農家の構造変化や、市街地周辺の非農業的土地需要の増加、山間部の不利な農業生産条件による荒廃農地の増加及び農地のかい廃等により農用地区域の維持・保全が困難な状況にある。

このため、本市農業の持続的な発展と地域農業の有する多面的機能の維持及び発展の実現を図るため、ほ場整備実施地区を中心に、人・農地プランに基づき農地中間管理事業等を活用した認定農業者等への農地の集積・集約化を促進し、経営規模の拡大を促進する。

また、本市では、オリーブのまちづくりを総合的・効率的に推進するため、事業推進委員会を設置した。委員会は、平成31年度から段階的に進める事業推進計画を策定する予定である。事業推進計画は、「基礎をつくる時期」(平成31～33年度)「商品化実施の時期」(平成34～36年度)「事業の拡大充実期」(平成37年度～)の3ステップに分けて策定する予定である。計画策定のほか、引き続き栽培講習や料理教室、苗木配布などを計画している。

また、市の基幹産業である観光業と連携し、特産品の開発や加工・販売に取り組み6次産業化を推進するとともに、農業体験・学童農園等及び景観作物を栽培し景観整備により荒廃農地解消を促進し、農用地の確保及び有効利用と生産性の向上を図る。

単位：ha

地区	区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等		
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
山村地区 (C, D: 大沢・稲梓地区)		97	97	0	-	-	-	-	-	-	3	3	0	100	100	0	-	-	-
準山村地区 (B: 朝日地区)		32	32	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	32	32	0	-	-	-
海岸地区 (A, E: 白浜・須崎地区)		18	18	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	18	18	0	-	-	-
計		148	148	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	151	151	0	0	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) 山村地区 (C, D: 大沢・稲梓地区)

本地区は本市の北部に位置しており、市域のほぼ1/2を占めている。
河川沿いの耕作地は、水田を中心とした農地としての利用を推進する。
また、花き・野菜などの施設園芸としての土地利用のため、農業用施設用地としての利用を継続する。

(イ) 準山村地区 (B: 朝日地区)

本地区は本市の南西部に位置し、集落を囲むように山地や丘陵地が広がる。山地部分の緩傾斜の樹園地や大賀茂川沿いの平坦部の水田は、農地としての利用を推進する。

(ウ) 海岸地区 (A, E: 白浜・須崎地区)

本地区は、海岸線沿いに位置し、一帯は富士箱根伊豆国立公園として指定されている。
丘陵地部平坦部の樹園地、集落周辺に介在する田・畑は、農地としての利用を継続する。

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>ウ 特別な用途区分の構想 該当なし</p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>	<p>ウ 特別な用途区分の構想 該当なし</p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本市の農地は、河川沿いの平坦地の水田・施設園芸用地と山間傾斜地のみかんを主体とする樹園地、海岸沿線に広がるスイセン等に代表される景観作物の畑地に大別される。平坦地の水田地帯である朝日地区・稲梓地区では、ほ場整備事業が実施済となっている。</p> <p>また、樹園地においては、その分布が丘陵地の一部や山地部分の緩傾斜面に限られているため、規模が小さい。そのため、これまで用地の整備や広域農道をはじめとする農道整備事業を進め、幹線から末端に至る一貫した整備により、農業の生産性の向上や農村の生活環境の改善を図ってきた。</p> <p>今後は、農地の保全を図るため、農道・用排水施設の補修等により施設のストック管理を適切に進める。また、農地の集積・集約化を図るために、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。さらに、経営規模拡大による生産性の向上を図るため、<u>集落ぐるみでの管理により、農地、水路及びその周辺環境の維持に努めるとともに、地域内の耕作者のみでは継続が難しい場合は、市内で耕作している地域外の耕作者や移住者などの新規就農者、農業法人等の外部からの営農者確保に努める。また、地域計画</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した農業者等への農地の集積・集約化を積極的に推進する。特に、規模拡大の効果が高い平坦地の水田農業や果樹農業地域を中心に、農村生活環境整備などを含めた地域ぐるみの土地利用構想を策定し、生産基盤の整備、荒廃農地の発生防止と利活用を推進する。</p> <p>ア 山村地区（C,D：大沢・稲梓地区）</p> <p>大沢地区では、比較的まとまった樹園地で主に甘夏の栽培が行われ、産地化を図ってきたが、<u>生産者の高齢化・担い手不足により</u>、現在では放任園が増加している。<u>また、基盤整備事業はこれまで行われてこなかったが、基盤整備による農地の集積・集約化は経営規模拡大や後継者増加につながり、経営の安定化と地域振興を図るうえでも重要な課題である。</u></p> <p>今後は、農地の集積・集約化を図るために、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。</p> <p>稲梓地区は、ほ場整備事業が実施済であり、水稻栽培が中心となっている。また、ほ場整備を活用したイチゴ・トマト等の栽培が行われている。しかし、農家の高齢化や後継者不足の影響から整備地内の休耕化も進んでいる。<u>そのため、事業完了地の水稻については、年間を通じて利用できる用水等を活用した畑作への転換や農業用ハウス等の施設の設置など、担い手の希望に柔軟に対応すべく、地域計画</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した農業者等への農地の集積・集約化を図りながら、担い手の<u>受け入れと育成</u>を推進する。また、施設園芸は、規模拡大は容易ではないため、6次産業化を推進し利益の確保に努める。</p> <p>イ 準山村地区（B：朝日地区）</p> <p>本地区は、ほ場整備が完了した区域での水稻栽培、丘陵地の一部では、果樹を中心とした栽培が行われている。<u>高齢化等を理由に耕作をやめたい耕作者が多く、今後、耕作を行わなくなるおそれがある水田の継続的な活用が求められている。</u></p> <p>水稻については、ほ場整備済の農地を中心に<u>地域計画</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した農業者等への農地の集積・集約化を推進する。</p> <p>果樹については、経営の安定化と地域振興を図るため、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。</p> <p><u>また、荒廃農地対策として担い手への集積が困難な農地については、景観作物の栽培や保全管理を地域内で行うよう組織化に取り組んでいく。</u></p> <p>ウ 海岸地区（A,E：白浜・須崎地区）</p> <p>本地区は、傾斜地を利用した小規模農地が大半で、温暖な気候を生かした果樹栽培が盛んである。しかし、</p>	<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本市の農地は、河川沿いの平坦地の水田・施設園芸用地と山間傾斜地のみかんを主体とする樹園地、海岸沿線に広がるスイセン等に代表される景観作物の畑地に大別される。平坦地の水田地帯である朝日地区・稲梓地区では、ほ場整備事業が実施済となっている。</p> <p>また、樹園地においては、その分布が丘陵地の一部や山地部分の緩傾斜面に限られているため、規模が小さい。そのため、これまで用地の整備や広域農道をはじめとする農道整備事業を進め、幹線から末端に至る一貫した整備により、農業の生産性の向上や農村の生活環境の改善を図ってきた。</p> <p>今後は、農地の保全を図るため、農道・用排水施設の補修等により施設のストック管理を適切に進める。また、農地の集積・集約化を図るために、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。さらに、経営規模拡大による生産性の向上を図るため、<u>集団的農地の維持、人・農地プラン</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した<u>認定</u>農業者等への農地の集積・集約化を積極的に推進する。特に、規模拡大の効果が高い平坦地の水田農業や果樹農業地域を中心に、農村生活環境整備などを含めた地域ぐるみの土地利用構想を策定し、生産基盤の整備、荒廃農地の発生防止と利活用を推進する。</p> <p>ア 山村地区（C,D：大沢・稲梓地区）</p> <p>大沢地区では、比較的まとまった樹園地で主に甘夏の栽培が行われ、産地化を図ってきたが、<u>価格低迷や担い手不足から</u>現在では放任園が増加している。基盤整備事業はこれまで行われてこなかったが、基盤整備による農地の集積・集約化は経営規模拡大や後継者増加につながり、経営の安定化と地域振興を図るうえでも重要な課題である。</p> <p>今後は、農地の集積・集約化を図るために、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。</p> <p>稲梓地区は、ほ場整備事業が実施済であり、水稻栽培が中心となっている。また、ほ場整備を活用したイチゴ・トマト・<u>カーネーション</u>等の栽培が行われている。しかし、農家の高齢化や後継者不足の影響から整備地内の休耕化も進んでいるため、事業完了地の水稻については<u>人・農地プラン</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した<u>認定</u>農業者等への農地の集積・集約化を図りながら、担い手の育成を推進する。また、施設園芸は、規模拡大は容易ではないため、6次産業化を推進し利益の確保に努める。</p> <p>イ 準山村地区（B：朝日地区）</p> <p>本地区は、ほ場整備が完了した区域での水稻栽培、丘陵地の一部では、果樹を中心とした栽培が行われている。</p> <p>水稻については、ほ場整備済の農地を中心に<u>人・農地プラン</u>に基づく農地中間管理事業等を活用した<u>認定</u>農業者等への農地の集積・集約化を推進する。</p> <p>果樹については、経営の安定化と地域振興を図るため、園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進める。</p> <p>ウ 海岸地区（A,E：白浜・須崎地区）</p> <p>本地区は、傾斜地を利用した小規模農地が大半で、温暖な気候を生かした<u>花き及び</u>果樹栽培が盛んである。</p>

変 更 案					変 更 前 (現 在)																		
<p>これまで基盤整備事業は行われておらず、農作業に不便をきたしている。従って今後は園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進めるとともに農地の保全を推進し、生産性の向上及び規模拡大を推進する。</p>					<p>しかし、これまで基盤整備事業は行われておらず、農作業に不便をきたしている。従って今後は園内道や暗渠排水・畦畔撤去等の軽微な基盤整備を必要に応じて進めるとともに農地の保全を推進し、生産性の向上及び規模拡大を推進する。</p> <p><u>また、白浜地区では休耕田を活用したオリーブの植樹計画が始まっている。今後も活動を継続し、耕作放棄地対策や6次産業化等、地域の活性化へつなげる。</u></p>																		
<p>2 農業生産基盤整備開発計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積							<p>2 農業生産基盤整備開発計画</p>				
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号			備 考																
		受益地区	受益面積																				
<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>山間地の特性を生かした地域農業を推進するとともに、林業との連携を一層深めるよう努める。また、農用地区域の設定にあたっては小規模で林地に介在し、近代化が図れない農地については、農用地区域から除外し、林地への転用を進め、農道等末端からの林道開設等森林整備施策の導入を検討し、森林保全を進める。</p>					<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>山間地の特性を生かした地域農業を推進するとともに、林業との連携を一層深めるよう努める。また、農用地区域の設定にあたっては小規模で林地に介在し、近代化が図れない農地については、農用地区域から除外し、林地への転用を進め、農道等末端からの林道開設等森林整備施策の導入を検討し、森林保全を進める。</p>																		
<p>4 他事業との関連</p> <p>該当なし</p>					<p>4 他事業との関連</p> <p>該当なし</p>																		

第3 農用地等の保全計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																												
<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>本市は、昭和63年より水田の生産規模拡大及び農作業の効率化等、農地を集団化させるためのほ場整備を実施し、整備はほぼ完了している。しかし、農業従事者の高齢化が顕著であるとともに、担い手不足等を背景に農業振興地域内の荒廃農地面積は、約25ha(令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況、令和6年12月31日時点)に及んでいる。そのため、市農業委員会では、毎年行っている農地の利用状況調査により現状を把握し、さらに所有者の賃借、売買等の意向把握の調査を実施するなど、解消に努めている。今後は、調査結果をもとに流動化を推進し、地域計画に基づく農地中間管理事業等を活用した担い手への集積・集約化や他の活用方法等を指導する。</p> <p>また、ほ場整備を実施した地域においても、今後、農業従事者の高齢化・減少により、新たな荒廃農地の発生が考えられるので、認定農業者等への利用権設定等の促進により農地の有効利用に努める。</p> <p>一方、本市に多い急傾斜の農地では、労働条件が厳しいことから、農業生産活動の継続や管理が行き届かないことによる多面的機能の低下や景観の悪化が懸念される。そのため、中山間地域等直接支払事業により、中山間農業地域で耕作する農業者に対して平地地域との生産コストの差額を交付金として支援助し、協定集落数を維持することで農地としての利用の継続や荒廃農地の発生防止につなげる。</p> <p>また、本市の強みである豊かな自然や美しい景観等に加え、地域資源のブランド化、付加価値の高い商品の開発や新たな販路開拓に向けた6次産業化の推進、移住交流の受入れなど新しい動きも広がっている。今後も、魅力的な地域づくりと滞在型・行動型のグリーンツーリズム等の振興を図り、観光業との連携により活力のある地域づくりを推進するとともに、各地域の特色を生かした農村体験の場を提供しながら、荒廃農地の解消に努め、農用地等の保全を進める。</p> <p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業</td> <td>協定締結集落数 6</td> <td>D-1, -2, -3, -4</td> <td>28ha</td> <td>1~6</td> <td>R7~R11 23,424千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の発生抑制・再生に向けた取組</p> <p>ア 認定農業者等への農地の集積・集約化</p> <p>農地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある農業者に利用管理されることが必要である。このため、農地中間管理事業の活用や農地利用最適化推進委員の活動を通して、農地の集積・集約化に取り組む。また、関係機関と連携して担い手確保のため、中核的農家や後継者の育成、新規就農の支援を図る。</p> <p>また、農地の集積・集約化を推進するにあたり、集落内の農家への農作業委託等できない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。</p> <p>さらに、荒廃地拡大を防ぐため、農業協同組合等と連携し保全管理用作業機械の確保・貸出を行い、農地の保全を推進する。</p> <p>イ 生産条件の不利を補正するための支援</p> <p>中山間地域等直接支払制度等を推進し、農業生産活動が困難になった農用地を改善し、農業生産活動の維持、継続はもとより、協定参加者として女性、若者、NPO等を協定参加者に含めた農地保全活動の体制づくりを進める。</p>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積	中山間地域等直接支払事業	協定締結集落数 6	D-1, -2, -3, -4	28ha	1~6	R7~R11 23,424千円	<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>本市は、昭和63年より水田の生産規模拡大及び農作業の効率化等、農地を集団化させるためのほ場整備を実施し、整備はほぼ完了している。しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足により荒廃農地が増大しており、荒廃農地面積は、183ha(2015年農業センサス)に及んでいる。そのため、市農業委員会では、毎年行っている荒廃農地調査により現状を把握し、さらに所有者に対しても意向調査により賃借、売買希望の情報を取りまとめ、解消に努めている。今後は、調査結果をもとに流動化を推進し、担い手への集積・集約化や他の活用方法等を指導する。</p> <p>また、ほ場整備を実施した地域においても、今後、農業従事者の高齢化・減少により今まで以上に荒廃農地の増加が考えられるので、認定農業者等への利用権設定等の促進により農地の有効利用に努める。</p> <p>一方、本市に多い急傾斜の農地では、労働条件が厳しいことから、農業生産活動の継続や管理が行き届かないことによる多面的機能の低下や景観の悪化が懸念される。そのため、中山間地域等直接支払事業により、中山間農業地域で耕作する農業者に対して平地地域との生産コストの差額を交付金として支援助し、協定集落数を維持することで農地としての利用の継続や荒廃農地の発生防止につなげる。</p> <p>また、本市の強みである豊かな自然や美しい景観等に加え、地域資源のブランド化、6次産業化の推進、移住交流の受入れなど新しい動きも広がっている。今後も、魅力的な地域づくりと滞在型・行動型のグリーンツーリズム等の振興を図り、観光業との連携により活力のある地域づくりを推進するとともに、各地域の特色を生かした農村体験の場を提供しながら、荒廃農地の解消に努め、農用地等の保全を進める。</p> <p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業</td> <td>協定締結集落数 7</td> <td>D-1, -2, -3, -4</td> <td>29ha</td> <td>1~7</td> <td>H27~H30 24,148千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の発生抑制・再生に向けた取組</p> <p>ア 認定農業者等への農地の集積・集約化</p> <p>農地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある農業者に利用管理されることが必要である。このため、市や市農業委員会、農地中間管理機構等が一体となり、認定農業者等への農地の集積・集約化を推進する。</p> <p>また、農地の集積・集約化を推進するにあたり、集落内の農家への農作業委託等できない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。</p> <p>イ 生産条件の不利を補正するための支援</p> <p>中山間地域等直接支払制度等を推進し、農業生産活動が困難になった農用地を改善し、農業生産活動の維持、継続はもとより、協定参加者として女性、若者、NPO等を協定参加者に含めた農地保全活動の体制づくりを進める。</p> <p>ウ 鳥獣被害軽減対策</p> <p>中山間農地を中心に、イノシシ、ニホンジカ、サルなどによる鳥獣被害が増加し、被害に伴う営農意欲の減</p>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積	中山間地域等直接支払事業	協定締結集落数 7	D-1, -2, -3, -4	29ha	1~7	H27~H30 24,148千円
事業の種類			事業の概要	受益の範囲			対図番号	備 考																					
	受益地区	受益面積																											
中山間地域等直接支払事業	協定締結集落数 6	D-1, -2, -3, -4	28ha	1~6	R7~R11 23,424千円																								
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考																								
		受益地区	受益面積																										
中山間地域等直接支払事業	協定締結集落数 7	D-1, -2, -3, -4	29ha	1~7	H27~H30 24,148千円																								

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>ウ 鳥獣被害軽減対策 中山間農地を中心に、イノシシ、ニホンジカ、サルなどによる鳥獣被害が<u>依然として深刻であり</u>、被害に伴う営農意欲の減退と荒廃農地の増加が進行している。そのため、箱わなによる捕獲や、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置の補助を<u>推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成や地域の方たちでの鳥獣被害防止の対策を進める。</u> <u>また、捕獲した有害鳥獣を活用した食肉などの特産品や加工品の開発や販売など、ジビエ活用等に関する事業展開を図る。</u></p> <p>エ 都市農村交流による農地の維持 本市の基幹産業である観光業との連携やグリーンツーリズムなどの展開により農村と都市との交流や農地の持つ公益的機能への理解を進め、農用地等の維持・保全を図る。</p> <p>オ 新規作物の導入 本市は、農林地の保全と有効利用を進めるとともに、意欲ある担い手が育つ魅力ある農林業を目指している。そのため、<u>収益性の高い新規作物の導入により</u>、荒廃農地の解消と併せて6次産業化による新たな特産品開発により地域農業振興を図る。</p> <p>(2) 環境保全型農業の推進 環境と調和の取れた持続可能な農業生産を行うため、<u>高い生産性と両立する持続的生産体系への転換や機械の電化・水素化等、資材のグリーン化</u>を図るとともに、<u>みどりの食料システム法に基づくみどり認定制度の活用促進を図る</u>等、環境保全型農業を推進する。</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 森林は、農地とともに国土保全、水源涵養、環境保全などの公益的機能を有しているため、農地と一体となった保全に努め、公益的機能の維持・増進を図る。 また、本市とともに<u>近隣市町や森林組合、地域事業者、地域活動者等が連携して、里山環境の整備、里山資源の利活用、森林環境や荒廃農地の再生等を通じて、森林整備や広葉樹を活用した木質バイオマスの導入の検討や豊富な竹資源を活用した特産品開発による6次産業化を推進する。</u></p>	<p>退と荒廃農地の増加が進行している。そのため、箱わなによる捕獲や、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置の補助、<u>狩猟資格者の育成など、地域一体となった有害鳥獣害対策を推進する。</u></p> <p>エ 都市農村交流による農地の維持 本市の基幹産業である観光業との連携やグリーンツーリズムなどの展開により農村と都市との交流や農地の持つ公益的機能への理解を進め、農用地等の維持・保全を図る。</p> <p>オ 新規作物の導入 本市は、農林地の保全と有効利用を進めるとともに、意欲ある担い手が育つ魅力ある農林業を目指している。そのため、<u>オリーブ、鶴首かぼちゃの普及により</u>、荒廃農地の解消と併せて6次産業化による新たな特産品開発により地域農業振興を図る。</p> <p>(2) 環境保全型農業の推進 環境と調和の取れた持続可能な農業生産を行うため、<u>土づくりによる地力の維持・増進</u>を図るとともに、<u>エコファーマーの取得促進</u>等、環境保全型農業を推進する。</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 森林は、農地とともに国土保全、水源涵養、環境保全などの公益的機能を有しているため、農地と一体となった保全に努め、公益的機能の維持・増進を図る。 また、本市とともに森林組合、地域事業者、地域活動者等が連携して、里山環境の整備、里山資源の利活用、森林環境や荒廃農地の再生等を通じて、<u>里山産業の創出や観光と連携した6次産業化の展開</u>を推進する。</p>

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変 更 案						変 更 前 (現 在)					
<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本地域の農業経営は、水稻等を主体に営まれているが今後は、これら作目を中心に本市の自然的・社会的条件を生かした多様な農業経営が営まれていくと予測される。<u>また、農業者の所得向上を目指すべく、イチゴや野菜などの高収益作物の生産促進・作付面積拡大を推進していく必要がある。そのためには、農業協同組合や農業委員会、農業コーディネーター、移住コーディネーターと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、栽培技術指導や農業用機械レンタルなどの営農継続支援、農地のマッチングなど、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。</u></p> <p>また、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、農業の生産力を維持・向上させていくため、企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農家等を、地域農業を担う中心的な経営体として育成する。</p> <p><u>集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を示すために策定した地域計画のブラッシュアップを図りながら将来的な地域の農業経営を検討する。</u>そして、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。また、地域の推進リーダーとなる人材の養成や必要な経営管理の合理化、農業従事態様の改善等のための研修の実施に努める。</p> <p>さらに、農業経営の基本指標としての経営基盤強化に関する具体的な指標としては、現に存する優良な事例等を考慮して、農業経営体の経営目標を、他産業並の年間農業所得が概ね620万円、主たる従事者1人当り年間労働時間1,800～2,000時間程度になるよう農業経営類型ごとに作成し、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を拡大していくことを目指す。</p>						<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本地域の農業経営は、水稻等を主体に営まれているが今後は、これら作目を中心に本市の自然的・社会的条件を生かした多様な農業経営が営まれていくと予測される。</p> <p>また、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、農業の生産力を維持・向上させていくため、企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農家等を、地域農業を担う中心的な経営体として育成する。</p> <p><u>農業協同組合等が、相互の連携下で濃密な指導を行うための体制として設置した、下田市農業再生協議会のもと、人・農地プランの作成等を通じて集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団、新たに農業経営を営もうとする青年及びこれらの周辺農家に対して上記協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行う。</u>そして、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。また、地域の推進リーダーとなる人材の養成や必要な経営管理の合理化、農業従事態様の改善等のための研修の実施に努める。</p> <p>さらに、農業経営の基本指標としての経営基盤強化に関する具体的な指標としては、現に存する優良な事例等を考慮して、農業経営体の経営目標を、他産業並の年間農業所得が概ね680万円、主たる従事者1人当り年間労働時間1,800～2,000時間程度になるよう農業経営類型ごとに作成し、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を拡大していくことを目指す。</p>					
個	トマト	0.4ha	トマト 0.4ha	2	0.8ha	個	トマト	0.3ha	トマト 0.3ha	3	0.9ha
	イチゴ	0.3ha	イチゴ 0.3ha	1	0.3ha		イチゴ		イチゴ 0.12ha		
	露地野菜	0.7ha	クレソン 0.7ha	6	4.2ha		水稻	3.2ha	水稻 3.0ha	2	6.4ha
	わさび	0.4ha	わさび 0.4ha	2	0.8ha		カーネーション		カーネーション 0.08ha		
別	柑橘	1.7ha	甘夏 0.05ha	5	8.5ha	別	水耕野菜	1.3ha	ホレンソウ(水耕) 0.05ha	3	3.9ha
			日向夏 0.15ha						クレソン 0.1ha		
			ポンカン 0.4ha						ナス 0.05ha		
			はるみ 0.2ha						ブロッコリー 0.05ha		
			不知火 0.2ha						柑橘・果樹 0.95ha		
	その他中晩柑 0.7ha										
営	施設花き	0.3ha	施設花き等(ハイビスカス、マARGレット、セネシオ)+花壇苗+わさび苗 0.3ha	2	0.6ha	営	わさび	0.35ha	わさび 0.3ha	4	1.4ha
	水稻+野菜	0.6ha	水稻 0.4ha	4	2.4ha		わさび苗 0.05ha	1.7ha	甘夏 0.05ha	8	13.6ha
			野菜(高菜、ミニ大根等) 0.2ha			柑橘・果樹	日向夏 0.15ha				
							はるみ 0.2ha		ポンカン 0.4ha		
							不知火 0.2ha		はるみ 0.2ha		
							その他中晩柑 0.7ha		その他中晩柑 0.7ha		
合計				22	17.6ha	合計				27	30.1ha
							施設花き(ハイビスカス、マARGレット、セネシオ)	0.3ha	施設花き等 0.3ha	1	0.3ha
							花壇苗				
							野菜苗				
							水稻	0.6ha	水稻 0.4ha	6	3.6ha
							野菜(高菜、ミニ大根)		野菜 0.2ha		

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R5)

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p><u>高齢化や後継者不足により農家数及び農家人口は減少傾向であり、</u> 荒廃農地は増加傾向にある。これらの農業を巡る厳しい環境の中で生産性を高め、農地を有効利用するため、集落に居住する専業農家・兼業農家・非農家による地域ぐるみの合意の下、活力ある地域社会を形成することが求められる。<u>更には、地域内の耕作者のみでは継続が難しい場合は、市内で耕作している地域外の耕作者や移住者などの新規就農者、農業法人等の外部からの営農者確保にも努める。</u></p> <p><u>現状、</u> 後継者不足等により耕地利用率の低下が進んでいるため、今後とも優良農地及び農地として利用することが適当な土地を、<u>地域計画</u>に基づいた農地中間管理事業等の活用により流動化を促し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の有効利用と農業の発展を図る。</p> <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 地域農業集団の育成対策</p> <p>現在、農業集落単位で地域農業の計画の検討・実施を行う地域集団はない。しかし、中山間地域等直接支払制度の協定集落が <u>6</u> 集落(参加人数 <u>105</u> 人)できているため、こうした組織が集落区域の農用地利用の調整の中核となるよう、<u>集落協定間のネットワーク化や多様な組織等の参画に向けた取組</u>を支援する。</p> <p>また、中山間地等直接支払制度対象地区以外でも、新たに農用地利用改善に係る推進機能を有する組織に育つよう支援する。</p> <p>(2) <u>地域計画</u>や農地中間管理事業等の流動化対策</p> <p>稲梓・朝日地区ではほ場整備による水田地帯が<u>多い中で</u>、担い手不足・高齢化等による荒廃農地の増加が進んでいる。このため、<u>効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進させる</u>ために、土地利用型農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市農業委員会と連携し、<u>地域計画</u>に基づいた農地中間管理事業等の活用により、農地の集積・集約化が進められるよう、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけていく。</p> <p>ほ場整備済以外の既存の農地については、地形の制約上集団化を進めることは現状では厳しい状況にある。地域の話し合いを通し、<u>目指すべき将来の農地の利用の姿</u>を<u>地域計画</u>に反映させ、農地中間管理事業等の活用や農作業の受委託により農業者等への農地の集積・集約化につなげる。</p> <p>(3) 地力の維持増進対策</p> <p>適正な土壌状態を維持するために、農林事務所や農業協同組合と連携して土壌分析等を行い、肥培管理の指導に努める。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>	<p>(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (H26)</p> <p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>農家数及び農家人口の減少と高齢化、<u>地域の中での非農家との混在化、後継者不足により</u> 荒廃農地が増加傾向にある。これらの農業を巡る厳しい環境の中で生産性を高め、農地を有効利用するため、集落に居住する専業農家・兼業農家・非農家<u>それぞれの</u>地域ぐるみの合意の下に活力ある地域社会を形成することが求められる。<u>また、</u> 後継者不足等により耕地利用率の低下が進んでいるため、今後とも優良農地及び農地として利用することが適当な土地を、<u>人・農地プラン</u>に基づいた農地中間管理事業等の活用により流動化を促し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の有効利用と農業の発展を図る。</p> <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 地域農業集団の育成対策</p> <p>現在、農業集落単位で地域農業の計画の検討・実施を行う地域集団はない。しかし、中山間地域等直接支払制度の協定集落が <u>7</u> 集落(参加人数 <u>107</u> 人)できているため、こうした組織が集落区域の農用地利用の調整の中核となるよう支援する。</p> <p>また、中山間地等直接支払制度対象地区以外でも、新たに農用地利用改善に係る推進機能を有する組織に育つよう支援する。</p> <p>(2) <u>人・農地プラン</u>や農地中間管理事業等の流動化対策</p> <p>稲梓・朝日地区ではほ場整備による水田地帯が<u>多く</u>、担い手不足・高齢化等による荒廃農地の増加が進んでいる。このため、農業経営の改善による<u>効率的かつ安定的な経営の育成を図る</u>ために、土地利用型農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市農業委員会と連携し、<u>人・農地プラン</u>に基づいた農地中間管理事業等の活用により、農地の集積・集約化が進められるよう、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけていく。</p> <p>ほ場整備済以外の既存の農地については、地形の制約上集団化を進めることは現状では厳しい状況にある。地域の話し合いを通し、<u>担い手に集積すべき農地</u>を<u>人・農地プラン</u>に反映させ、農地中間管理事業等の活用や農作業の受委託により<u>認定</u>農業者等への農地の集積・集約化につなげる。</p> <p>(3) 地力の維持増進対策</p> <p>適正な土壌状態を維持するために、農林事務所や農業協同組合と連携して土壌分析等を行い、肥培管理の指導に努める。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>

第5 農業近代化施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業は、水稻・果樹・わさび・施設園芸等を主体とした全体的に小規模な複合経営が行われており、専業農家も少ない。このため、スケールメリットを活かした経営の展開には限度がある。そこで、農産物の加工や販売に取り組む農業の6次産業化による商品開発、農産物のブランド化により、農産物に対する付加価値を高め、<u>販路開拓や有利販売に結びつけていく。</u></p> <p>また、食品の安心・安全に対して消費者の関心が高まっているため、<u>環境負荷軽減にかかる新技術導入による環境調和型の生産や、みどり認定制度の活用促進</u>等を通じた環境保全型農業を推進し、消費者に対しては適切な情報提供を行う。</p> <p>現在、本市の農産物販売は農家の直売形態が増加傾向にあるが、直売形態の増加は地域産物としての品質管理が困難になり、農家個人の対応次第によっては、地域全体のマイナス要因になっていく恐れがある。こうした中で、直売形態での品質のばらつきを抑えられるような設備やシステムの構築も推進する必要があると考えられる。</p> <p>(1) 山村地区</p> <p>本地区は、温暖な気候に恵まれているものの、水稻・トマト・キュウリ・イチゴなどを組み合わせた零細な複合経営が行われており、効率的かつ安定的な経営を図る必要がある。そのため、機能性成分を多く含む品種や日持ち性の優れた品種の導入を振興することにより、激化している産地競争に対応した、高付加価値な野菜が安定供給できる産地を育成する。</p> <p>また、省力化のための自動防除機やIoTを活用した自動環境制御装置等の農業機械・栽培施設の導入、効率的な野菜選別機の導入を推進し、高品質野菜の地場への周年供給体制を確立することにより、経営の安定を図る。</p> <p>水稻については、農用地の保全を図るためにも<u>地域計画に基づいた農地中間管理事業等の活用により</u>、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、<u>早場米の作付けを推進するとともに</u>、ICTの活用等による栽培技術の一層の革新を図る。</p> <p>(2) 準山村地区</p> <p>本地区は平坦地での水稻、傾斜地での果樹等の栽培がされている。みかんについては、果実加工品やカットフルーツの需要増加、消費者ニーズの多様化等、情勢の変化に対応すべく優良新品種への更新を図る。また、<u>温暖な気候を背景に、収穫時期が異なる複数の品種を組み合わせた作付け体系を確立させることで</u>、<u>収穫時期のずれによる労力の分散や周年販売をめざす。</u></p> <p>流通面では、計画生産、計画出荷の徹底による有利販売をめざす。また、消費者への宣伝活動を引き続き実施し、通信販売や観光朝市を活用した直接販売により経営の安定化を推進する。</p> <p>(3) 海岸地区</p> <p>本地区は、平坦地は主に宅地として利用され、<u>集団的な農地はほとんどない。</u>急傾斜地ではみかんが小規模ながら栽培されている。海岸に面し塩害が避けられないため、他の地区に比べて販売農家が少なく、荒廃農地等の増加が懸案となっている。<u>このような課題に対し、本地区の気候条件で栽培可能な新規作物の導入を検討するほか</u>、<u>景観作物等の栽培や、観光農園等についても検討、研究を進める。</u></p>	<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業は、水稻・果樹・わさび・施設園芸等を主体とした全体的に小規模な複合経営が行われており、専業農家も少ない。このため、スケールメリットを活かした経営の展開には限度がある。そこで、農産物の加工や販売に取り組む農業の6次産業化による商品開発、農産物のブランド化により、農産物に対する付加価値を高め、有利販売に結びつけていく。</p> <p>また、食品の安心・安全に対して消費者の関心が高まっているため、<u>エコファーマーの育成等</u>を通じた環境保全型農業の推進や<u>消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりと消費者への適切な情報提供</u>を行う。</p> <p>現在、本市の農産物販売は農家の直売形態が増加傾向にあるが、直売形態の増加は地域産物としての品質管理が困難になり、農家個人の対応次第によっては、地域全体のマイナス要因になっていく恐れがある。こうした中で、直売形態での品質のばらつきを抑えられるような設備やシステムの構築も推進する必要があると考えられる。</p> <p><u>また、果樹のうち、柑橘については、管内農業協同組合により導入された光センサー選果機を有効活用し、市場評価の向上を図る。</u></p> <p>(1) 山村地区</p> <p>本地区は、温暖な気候に恵まれているものの、水稻・トマト・キュウリ・イチゴなどを組み合わせた零細な複合経営が行われており、効率的かつ安定的な経営を図る必要がある。そのため、機能性成分を多く含む品種や日持ちがする品種の導入を振興することにより、激化している産地競争に対応した、高付加価値な野菜が安定供給できる産地を育成する。</p> <p>また、省力化のための自動防除機、自動環境制御装置等の農業機械・栽培施設の導入や効率的な野菜選別機の導入を推進し、高品質野菜の地場への周年供給体制を確立することにより、経営の安定を図る。</p> <p>水稻については、農用地の保全を図るためにも担い手への農地の集積・集約化を図り、<u>早場米の作付けを推進するとともに</u>、ICTの活用等栽培技術の一層の革新を図る。</p> <p>(2) 準山村地区</p> <p>本地区は平坦地での水稻、傾斜地での果樹等の栽培がされている。みかんについては、果実加工品やカットフルーツの需要増加、消費者ニーズの多様化等、情勢の変化に対応すべく優良新品種への更新を図る。また、<u>多品種を組み合わせた作付け体系を確立し</u>、<u>収穫時期をずらすなど、労力を分散させるとともに周年販売をめざす。</u></p> <p><u>また、流通の改善のため</u>、計画生産、計画出荷の徹底による有利販売をめざすと同時に、<u>消費者宣伝活動を引き続き実施し、通信販売や観光朝市を活用した直接販売により経営の安定化を推進する。さらに低コスト省力化を目的として農業機械等の導入を推進する。</u></p> <p><u>一方で、管内農業協同組合により導入された光センサー選果機を有効活用し、選果データと園地情報の組み合わせによって高品質生産や経営改善につなげる。</u></p> <p>(3) 海岸地区</p> <p>本地区は、平坦地では花き等施設園芸、急傾斜地ではみかんが小規模ながら栽培されている。海岸に面し塩害が避けられないため、他の地区に比べて販売農家が少なく、荒廃農地等の増加が懸案となっている。景観作物等の栽培や、観光農園等についても検討、研究を進める。<u>さらに付加価値を高めるため農業の6次産業化による商品開発を追求する。また、所得の向上を図るための直売施設の設置も検討し、消費者ニーズに対応した</u></p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p><u>販売面に関しては</u>、付加価値を高めるため農業の6次産業化による商品開発を追求する。また、所得の向上を図るための直売施設の設置も検討し、消費者ニーズに対応した販売体制の整備を図る。</p> <p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>販売体制の整備を図る。</p> <p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業をとりまく環境は非常に厳しくなっている。<u>また、傾斜地、狭小地、不整形地などの農地が多く、効率的な集約が難しい状況にある中で、本市における新規就農の促進は難しい状況にあり、</u>本市の農業の活力を維持・向上させるためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>今後、農業を担うべき者の育成を考える上で一定の経営面積を確保することが重要であり、荒廃農地や荒廃農地化のおそれのある農地を含め、<u>地域計画に基づく農地中間管理事業等を活用した農業者等への</u>農地の集積・集約化を推進し、規模拡大や経営改善を促進する。</p> <p>また、今後<u>は</u>大幅な農業従事者の減少も見込まれることから、農業、他業種を問わず、内外から意欲ある人材を幅広く確保するとともに、<u>企業の農業への参入も含め、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化・変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進める。</u></p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画 該当なし</p> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動 効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。このため、意欲と能力のある<u>人材</u>や一般企業等が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図る。</p> <p>また、新規就農者が円滑に農業経営を開始できるように必要な情報の提供や、<u>就農準備資金・経営開始資金による新規就農者の定着までの支援を行う。農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の申請の推進や集落営農の組織化等の話し合いの場に参加を呼び掛けるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。</u></p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 市民や観光・リゾート客を対象に、体験林業や体験農業による自然観察を通じて農山村や森林・林業・農業に対する理解を深め、相互に交流できる場や機会を提供するため整備を促進する。</p>	<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業をとりまく環境は非常に厳しくなっている。本市の<u>新規就農者は、離職就農者を中心に年間1名と少ない状況であり、今後も後継者不足や生産者の高齢化が進むと予想される。</u> <u>このような中で、</u>本市の農業の活力を維持・向上させるためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>今後、農業を担うべき者の育成を考える上で一定の経営面積を確保することが重要であり、荒廃農地や荒廃農地化のおそれのある農地を含め農地の集積・集約化を推進し、規模拡大や経営改善を促進する。</p> <p>また、今後大幅な農業従事者の減少も見込まれることから、農業、他業種を問わず、内外から意欲ある人材を幅広く確保・<u>育成</u>するとともに企業の農業への参入<u>を支援する。</u></p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画 該当なし</p> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動 効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。このため、意欲と能力のある<u>者</u>や一般企業等が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図る。</p> <p>また、新規就農者が円滑に農業経営を開始できるように必要な情報の提供や、<u>農業次世代人材投資資金等、就農に必要な資金について支援を行う。さらに、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、新規就農者の知識習得機会の確保に努める。</u></p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 市民や観光・リゾート客を対象に、体験林業や体験農業による自然観察を通じて農山村や森林・林業・農業に対する理解を深め、相互に交流できる場や機会を提供するため整備<u>された「あずさ山の家」や「加増野ポーレポーレ」等の利用</u>を促進する。</p>

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																																																						
<p>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>近年の深刻な経済不況など、社会情勢が大きく変化する中で、兼業農家等の雇用環境は厳しさを増している。このような中で、安定的な就業機会及び雇用機会を確保することは、安定兼業という形での農家所得の向上に加えて、兼業農家から認定農業者等への段階的な農地の利用集積を図る上でも重要である。</p> <p>そのため、今後は、新東名高速道路、事業中の伊豆縦貫道など、恵まれた交通運輸条件を企業誘致等につなげるとともに、既存産業における技術の高度化や製品の高付加価値化による競争力の強化と新事業・新産業の創出を図り、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。</p> <p>そして、<u>令和17年</u>における農業従事者の他産業への就業目標を次のように設定する。</p> <p style="text-align: center;">(将来における農業従事者の就業目標) 単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">目標 (<u>令和17年</u>)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒 常 的 勤 務</td> <td><u>80</u></td> <td><u>72</u></td> <td><u>152</u></td> </tr> <tr> <td>自 営 兼 業</td> <td><u>9</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>出 稼 ぎ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日 雇 ・ 臨 時 雇</td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>89</u></td> <td><u>78</u></td> <td><u>167</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2005年、2010年、2015年、<u>2020年</u>農林業センサスを参考に推計 ※2 農家人口の見通しを参考とした最小二乗法による推計値</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>安定的な就業を図るために、本市の基盤的産業であるサービス業の観光産業と農業を結びつけ、荒廃農地や遊休農地について、体験農園等の観光資源としての活用を図る。</p> <p>企業誘致においては、立地的に工場等の大規模な誘致は難しいことから、本市の自然や環境、地域特性等を踏まえた、多様な誘致策を検討し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p><u>また、農業協同組合や農業コーディネーター、移住コーディネーターと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、栽培技術指導や農業用機械レンタルなどの営農継続支援、生産する農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。</u></p> <p>3 農業従事者就業促進施設</p> <p>該当なし</p>	区分	目標 (<u>令和17年</u>)			男	女	計	恒 常 的 勤 務	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>152</u>	自 営 兼 業	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>15</u>	出 稼 ぎ	—	—	—	日 雇 ・ 臨 時 雇	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	合 計	<u>89</u>	<u>78</u>	<u>167</u>	<p>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>近年の深刻な経済不況など、社会情勢が大きく変化する中で、兼業農家等の雇用環境は厳しさを増している。このような中で、安定的な就業機会及び雇用機会を確保することは、安定兼業という形での農家所得の向上に加えて、兼業農家から認定農業者等への段階的な農地の利用集積を図る上でも重要である。</p> <p>そのため、今後は、新東名高速道路、事業中の伊豆縦貫道など、恵まれた交通運輸条件を企業誘致等につなげるとともに、既存産業における技術の高度化や製品の高付加価値化による競争力の強化と新事業・新産業の創出を図り、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。</p> <p>そして、<u>平成37年</u>における農業従事者の他産業への就業目標を次のように設定する。</p> <p style="text-align: center;">(将来における農業従事者の就業目標) 単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">目標 (<u>平成37年</u>)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒 常 的 勤 務</td> <td><u>53</u></td> <td><u>47</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>自 営 兼 業</td> <td><u>38</u></td> <td><u>22</u></td> <td><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>出 稼 ぎ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日 雇 ・ 臨 時 雇</td> <td><u>5</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>96</u></td> <td><u>82</u></td> <td><u>178</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2005年、2010年、2015年農林業センサスを参考に推計 ※2 農家人口の見通しを参考とした最小二乗法による推計値</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>安定的な就業を図るために、本市の基盤的産業であるサービス業の観光産業と農業を結びつけ、荒廃農地や遊休農地について、体験農園等の観光資源としての活用を図る。</p> <p><u>また、企業誘致においては、立地的に工場等の大規模な誘致は難しいことから、本市の自然や環境、地域特性等を踏まえた、多様な誘致策を検討し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</u></p> <p>3 農業従事者就業促進施設</p> <p>該当なし</p>	区分	目標 (<u>平成37年</u>)			男	女	計	恒 常 的 勤 務	<u>53</u>	<u>47</u>	<u>100</u>	自 営 兼 業	<u>38</u>	<u>22</u>	<u>60</u>	出 稼 ぎ	—	—	—	日 雇 ・ 臨 時 雇	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	合 計	<u>96</u>	<u>82</u>	<u>178</u>
区分		目標 (<u>令和17年</u>)																																																					
	男	女	計																																																				
恒 常 的 勤 務	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>152</u>																																																				
自 営 兼 業	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>15</u>																																																				
出 稼 ぎ	—	—	—																																																				
日 雇 ・ 臨 時 雇	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>																																																				
合 計	<u>89</u>	<u>78</u>	<u>167</u>																																																				
区分	目標 (<u>平成37年</u>)																																																						
	男	女	計																																																				
恒 常 的 勤 務	<u>53</u>	<u>47</u>	<u>100</u>																																																				
自 営 兼 業	<u>38</u>	<u>22</u>	<u>60</u>																																																				
出 稼 ぎ	—	—	—																																																				
日 雇 ・ 臨 時 雇	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>18</u>																																																				
合 計	<u>96</u>	<u>82</u>	<u>178</u>																																																				

第8 生活環境施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>恵まれた自然環境を維持・保全しつつ、農業振興地域の生活環境を改善することが必要であり、農業集落道・下水道施設整備など生活の利便性向上や周辺自然環境を保全するための施設整備を進める。また、<u>今後予想される南海トラフ巨大地震、風水害などの自然災害や火災から市民の生命・財産を守るため</u>、急傾斜地の整備及び河川改修や砂防施設の整備等の防災対策を講じ安全で快適な生活環境の整備を進める。</p> <p>さらに、夏期を中心とした慢性的な交通渋滞の解消を図るため、国道135号・136号・414号の拡幅及びバイパス道路の整備や伊豆縦貫道へのアクセス道路網の整備を促進し、生活圏の<u>広域化及び高次なネットワークの形成を進める</u>。</p> <p>加えて、<u>南伊豆地域の情報発信拠点である</u>道の駅「開国下田みなと」（外ヶ岡交流拠点施設）を中心に観光客を対象にした地場製品の販売と地産地消の推進や、各種イベントの開催等を通じて、市民と来訪客の<u>交流による</u>地域の活性化を促進するとともに、豊かな農村生活の保全を図る。</p> <p>(1) 安全性</p> <p><u>ア 防災</u></p> <p><u>住民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉を確保するために、様々な危機事象に備えるべく危機管理体制を強化する。</u></p> <p><u>また、</u>地域防災計画に基づき、行政だけでなく、医師会や関係機関などの連携を強化し、<u>更には市民の防災意識や地域防災力の向上を図り、「自助・共助・公助」が一体となった総合的な防災対策の推進を図る。</u></p> <p><u>イ 防火</u></p> <p>消防施設、特に消防詰所、防火水槽等の老朽化や消防団員の不足に対応するため、消防団の施設・設備の充実を図るとともに、女性消防団員の登用等、団員の確保対策に努める。<u>更には、消防団協力事業所表示制度等を活用し、消防団と事業所等の連携及び協力体制を強化し、もって地域の消防・防災力の充実強化等の一層の推進を図る。</u></p> <p><u>ウ 交通安全・防犯対策</u></p> <p>交通安全環境の改善については、伊豆縦貫道の開通に伴う交通量の増加に対応するため、道路の物理的容量の拡大を図ると同時に、信号機の集中制御システムや交通情報提供システム等交通安全施設の整備に努め、事故防止対策の強化を図る。<u>また、重大事故が発生した際には、速やかに道路管理者、県、市、地域住民等、関係機関・団体等合同の交通診断を行い、道路改良等の総合的な再発防止対策を推進する。</u></p> <p>(2) 保健性</p> <p><u>ア ごみ処理</u></p> <p><u>本市のごみ焼却施設は老朽化しており、今後は将来的な人口の状況を見据え、ごみ処理の広域化やごみ処理方式など、新たなごみ処理のあり方について協議を進める。</u></p> <p><u>ごみ等廃棄物等については、資源の有効利用を図るため、使い捨ての自粛・再生品の再利用・フリーマーケットの活用・集団回収への参加協力運動など、市民・事業所・行政が一体となった3R運動を推進していく。</u></p> <p><u>イ 公害防止</u></p> <p><u>本市における公害苦情件数は10年間の平均で18件となっており、その内訳としては主に農業系の野焼きによるものである。また、今後は伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ建設による交通量増加に伴う騒音・振動の発生は懸念される。</u></p> <p><u>公害問題への対応としては、苦情発生時における環境調査や事業所の発生源対策指導の実施のほか、市民や事業者に関心を持ってもらえるよう公害に関する情報提供に努める。</u></p> <p><u>ウ 水道</u></p> <p><u>上水道</u></p>	<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>恵まれた自然環境を維持・保全しつつ、農業振興地域の生活環境を改善することが必要であり、農業集落道・下水道施設整備など生活の利便性向上や周辺自然環境を保全するための施設整備を進める。また、<u>自然災害の発生を未然に防止するため</u>、急傾斜地の整備及び河川改修や砂防施設の整備等の防災対策を講じ安全で快適な生活環境の整備を進める。</p> <p>さらに、夏期を中心とした慢性的な交通渋滞の解消を図るため、国道135号・136号・414号の拡幅及びバイパス道路の整備や伊豆縦貫道へのアクセス道路網の整備を促進し、生活圏のネットワークを形成する。</p> <p>加えて、道の駅「開国下田みなと」（外ヶ岡交流拠点施設）を中心に観光客を対象にした地場製品の販売と地産地消の推進や、各種イベントの開催等を通じて、市民と来訪客の<u>交流を促進し</u>、地域の活性化と豊かな農村生活の保全を図る。</p> <p>(1) 安全性</p> <p><u>避難・応急救護体制・ライフラインの確保のため</u>、地域防災計画に基づき、行政だけでなく、医師会や関係機関などの連携を強化し、総合的な防災対策の推進を図る。</p> <p><u>また、</u>消防施設、特に消防詰所、防火水槽等の老朽化や消防団員の不足に対応するため、消防団の施設・設備の充実を図るとともに、女性消防団員の登用等、団員の確保対策に努める。</p> <p>交通安全環境の改善については、伊豆縦貫道の開通に伴う交通量の増加に対応するため、道路の物理的容量の拡大を図ると同時に、信号機の集中制御システムや交通情報提供システム等交通安全施設の整備に努め、事故防止対策の強化を図る。</p> <p>(2) 保健性</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>上水については、水源である稲生沢川流域の水質汚染・汚濁の未然防止を図るとともに、施設の耐震化や更新、石綿管や老朽管の敷設替を推進し、安定した水の供給に努める。</p> <p><u>更に、現在は第6次拡張事業計画区域内の給水整備を進めており、将来にわたって安定的に継続できるよう、経営基盤の強化を図る。</u></p> <p><u>下水道</u></p> <p><u>観光リゾート都市を目指す本市は、訪れる人に健康的で快適・清潔な都市環境を提供するためにも、地域に適した生活排水処理施設の整備が重要であるため、施設の耐震化を実施する。</u></p> <p>また、公共下水道整備計画区域外の適切な下水処理を図るため、合併浄化槽への転換に対する補助やリーフレット配布等による啓発活動を行う。</p> <p><u>エ 保健・衛生</u></p> <p><u>本市では、65歳から元気で自立して暮らせる期間を示す「お達者度」は、年度により変動はあるものの県内でも中位から低位となることがある。このような現状に対し、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや、乳幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージの課題に応じた健康づくりを推進するためし、健康寿命の延伸を図る。具体的には、生活習慣病の予防、重度化防止に向けた各種健（検）診の自己負担軽減や受診機会の拡充等を行っていく。また、地域ボランティア等の育成を図り、地域全体で健康づくりを支援する体制を構築する。</u></p> <p><u>オ 医療体制</u></p> <p>医療関係については、救急搬送体制の整備による救急医療体制の充実を図るとともに、様々な災害に対応できるよう、賀茂地区一帯となった災害医療救護体制の強化に努める。特に本市を含む1市5町の協力で開設された下田メディカルセンターについては、第2次救急医療機関として、地域の救急医療を支える中心的役割として運営を推進するとともに、<u>かかりつけ医や福祉・介護施設等との更なる連携強化を図る。</u></p> <p>(3) 利便性</p> <p><u>ア 道路</u></p> <p>将来、本市の道路交通網の大きな基軸となるのは伊豆縦貫道であり、<u>開通を想定したバイパス道路、インタ一関連道路、広域交流道路の整備促進が必要になり、開通等により予想される大規模開発を見据えた、総合的かつ計画的な土地の有効利用を図っていくことが求められている。</u></p> <p>また、山間地においては、広範な地域を一体的な生活圏としていくため、幹線道路網の整備や落石、土砂崩れ等の災害に強い道路の整備を推進する。</p> <p><u>その他、道路や橋梁等の計画的な維持補修を推進していくとともに、江戸時代の町割を残す旧町内の道路などの歴史的風致を維持向上させるべく、市民等との協働による道路美化活動を推進する。</u></p> <p><u>イ 公共交通機関</u></p> <p><u>本市のバス・鉄道は、通勤・通学等地域住民の生活を支えるとともに、来遊者の移動手段として大きな役割を果たしているため、市民や来遊者が利用しやすい公共交通体系を維持・構築するとともに、人口減少社会に対応した持続可能な公共交通の実現を図る。そのためにも、路線バス事業者への運行支援や、鉄道事業者の安全対策への支援等に取組む。</u></p> <p>(4) 快適性</p> <p><u>ア 公園</u></p> <p>都市公園である下田公園及び敷根公園を拠点に、市民及び来遊客の散策ルートとして、緑地やみどりの回廊の整備を行い、市内に緑のネットワーク形成を図る。また、下田公園は、下田公園整備基本方針に基づき自然や歴史、観光面での特色を活かし、計画的な整備を推進する。</p> <p><u>更に、公園施設の適正な維持管理を行い、市民の憩いの場や災害時の避難地としての機能の確保に努める。</u></p> <p><u>イ 地域福祉</u></p> <p><u>市民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるよう、地域におけるふれあい、支え合い、助け合いの体</u></p>	<p>上水については、水源である稲生沢川流域の水質汚染・汚濁の未然防止を図るとともに、施設の耐震化や更新、石綿管や老朽管の敷設替を推進し、安定した水の供給に努める。</p> <p>また、公共下水道整備計画区域外の適切な下水処理を図るため、合併浄化槽への転換に対する補助やリーフレット配布等による啓発活動を行う。</p> <p><u>ごみ等廃棄物等については、資源の有効利用を図るため、使い捨ての自粛・再生品の再利用・フリーマーケットの活用・集団回収への参加協力運動など、市民・事業所・行政が一体となった3R運動を推進していく。</u></p> <p>医療関係については、救急搬送体制の整備による救急医療体制の充実を図るとともに、様々な災害に対応できるよう、賀茂地区一帯となった災害医療救護体制の強化に努める。特に本市を含む1市5町の協力で開設された下田メディカルセンターについては、第2次救急医療機関として、地域の救急医療を支える中心的役割として運営を推進する。</p> <p>(3) 利便性</p> <p>将来、本市の道路交通網の大きな基軸となるのは伊豆縦貫道であり、<u>これにアクセスする国道135号、136号、市道敷根1号線に求められる道路機能や役割はこれまで以上に大きくなっている。</u></p> <p><u>そのため、一般道路については、道路の安全性、快適性の向上及び生活環境の保全、道路景観の向上に配慮しながら、必要な用地を確保し、適切な管理と整備を推進する。</u></p> <p><u>特に市街地においては、都市防災面や交通渋滞の解消のため、バイパス道路や狭あい道路の整備、道路緑化及び駐車場の確保等を推進し、併せて交通安全施設の整備を推進する。</u>また、山間地においては、広範な地域を一体的な生活圏としていくため、幹線道路網の整備や落石、土砂崩れ等の災害に強い道路の整備を推進する。</p> <p>(4) 快適性</p> <p>都市公園である下田公園及び敷根公園を拠点に、市民及び来遊客の散策ルートとして、緑地やみどりの回廊の整備を行い、市内に緑のネットワーク形成を図る。また、下田公園は、下田公園整備基本方針に基づき自然や歴史、観光面での特色を活かし、計画的な整備を推進する。</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p><u>制づくりを推進する。特に、経済的困窮や社会的孤立等の問題を解決していくために、居場所やサロン活動に対する支援の強化を図る。</u></p> <p><u>その他、誰もが安心して快適に外出できる生活環境を創出するため、道路、歩行空間、建築物などのバリアフリー化を推進する。</u></p> <p><u>ウ 高齢者福祉</u></p> <p><u>本市では国、県を上回るスピードで高齢化が進行していることから、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるために、老人クラブや高齢者サロン活動等の支援による生きがいづくりや介護予防にかかるフレイル対策（出前講座、多世代交流等）の強化を図る。</u></p> <p><u>認知症に関しては、早期発見、早期対応に努めるとともに、地域住民による認知症の理解促進に取り組むことで、認知症になっても地域で安心して暮らすことのできる支援体制を構築する。</u></p> <p><u>エ 児童福祉</u></p> <p><u>本市における合計特殊出生率は上昇したものの、出生数は減少傾向にある。このため、結婚、出産、子育てができる環境の整備などを推進することで子どもを増やし、自然減を抑制することが必要である。</u></p> <p><u>子育ての不安を解消するため、地域子育て支援センターや子ども家庭総合支援拠点による子育て相談体制を強化する。また、放課後児童クラブの拡充や子育てサポーターの養成などにより、子育てを地域全体で支援する環境づくりの推進を図る。</u></p> <p><u>オ 障がい者（児）福祉</u></p> <p><u>本市の総人口は減少傾向にある中で、知的障害及び精神障害に関しては年々増加しており、障がいのある人が地域社会の一員として活動できる環境づくりを総合的に進める必要がある。</u></p> <p><u>障がい者（児）福祉の充実に向けて、障害のある人に対する正しい知識や理解を深めるため、広報・啓発活動の一層の推進や、交流機会、学習機会の充実、ボランティア活動等を促進させる。</u></p> <p><u>また、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるように、地域生活支援拠点体制を構築するなど、情報提供や相談体制、福祉サービス等の充実を図る。</u></p> <p>(5) 文化性</p> <p><u>ア スポーツ</u></p> <p><u>「スポーツで、下田のまち・ひとを元気にする、つなげる」を基本理念とし、市民の誰もがスポーツを楽しみ、健康的な生活を送ることができるまちづくりを目指す。</u></p> <p><u>スポーツ施設については、市民のスポーツ活動に対する要望が施設、場所、プログラム等幅広くなっているが、敷根公園をはじめとする総合グラウンド、市民スポーツセンター等の施設は、市民のニーズを満たすためには設備、規模等においてまだ十分とは言えない状況にある。そのため、スポーツ施設の整備・充実、学校施設の有効活用や各種ニーズに対応できるスポーツイベントの開催を推進する。</u></p> <p><u>その他、各種スポーツ団体等の自主的な活動の支援や本市の自然環境や施設を活かした大会や合宿の誘致を促進させることで、スポーツを起爆剤としたまちの盛り上がりを創出する。</u></p> <p><u>イ 文化・芸術</u></p> <p><u>芸術文化活動は、市民文化会館を中心に音楽・舞踊・美術創作・文芸創作等が数多くの団体によって展開されている。そのため、市民が文化芸術に接し、発表する場を充実するため、市民文化会館をはじめとした文化芸術活動の拠点となる施設の整備を促進させる。また、文化団体等が行う事業を支援することで、自主的な文化活動の活性化を図る。</u></p> <p><u>ウ 生涯教育</u></p> <p><u>高度化・多様化した市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習環境の整備や、歴史・文化の伝承と芸術活動の振興に努め、ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域の発展に貢献できる人づくりを一層推進する必要がある。</u></p> <p><u>利用者のニーズに対応した学習施設の再編、整備、連携を図るべく、情報拠点・交流拠点機能を備えた新たな図書館のあり方を検討する。</u></p> <p><u>また、ライフステージに応じた学習機会の充実や学習活動を支援するとともに、学んだことを地域で活かす</u></p>	<p><u>地域福祉については、誰もが安心して快適に外出できる生活環境を創出するため、道路、歩行空間、建築物などのバリアフリー化を推進する。</u></p> <p>(5) 文化性</p> <p>芸術文化活動は、市民文化会館を中心に音楽・舞踊・美術創作・文芸創作等が幅広く、数多くの団体によって展開されている。そのため、市民の積極的な参加の促進と、文化団体の育成や情報の提供・発信を図る。</p> <p><u>また、本市を含む伊豆半島について、活火山が連なった地形が集まる世界でも唯一の地域として、平成30年4月に世界ジオパークに認定された。今後は、郷土教育の場としての地域住民の教養・趣味・相互交流をより一層推進し、観光振興等地域の活性化につなげていく。</u></p> <p><u>スポーツ施設については、市民のスポーツ活動に対する要望が施設、場所、プログラム等幅広くなっているが、敷根公園をはじめとする総合グラウンド、市民スポーツセンター等の施設は、市民のニーズを満たすためには設備、規模等においてまだ十分とは言えない状況にある。そのため、スポーツ施設の整備・充実、学校施設の有効活用や各種ニーズに対応できるスポーツイベントの開催を推進する。</u></p>

変 更 案					変 更 前 (現 在)				
<u>る仕組みを構築する。</u>									
2 生活環境施設整備計画					2 生活環境施設整備計画				
施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考	施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし					該当なし				
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし					3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし				
4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし					4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし				

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>別 添</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用計画図 (付図1号) 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号) 該当なし 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号) 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号) 該当なし 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) 該当なし 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号) 該当なし 	<p>別 添</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用計画図 (付図1号) 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号) 該当なし 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号) 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号) 該当なし 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) 該当なし 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号) 該当なし

別記 土地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
-------	---------------

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・ 区域番号	用途区分
A-1	農 地：全区域
A-2	農 地：全区域
B-1	農 地：全区域
B-2	農 地：全区域
C	農 地：全区域
D-1	農 地：全区域
D-2	農 地：全区域
D-3	農 地：別冊農用地区域地番一覧表のうち下記、農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地区域地番一覧表の用途区分欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地
D-4	農 地：別冊農用地区域地番一覧表のうち下記、農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地区域地番一覧表の用途区分欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地
E	農 地：全区域

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・ 区域番号	用途区分
A-1	農 地：全区域
A-2	農 地：全区域
B-1	農 地：全区域
B-2	農 地：全区域
C	農 地：全区域
D-1	農 地：全区域
D-2	農 地：全区域
D-3	農 地：別冊農用地区域地番一覧表のうち下記、農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地区域地番一覧表の用途区分欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地
D-4	農 地：別冊農用地区域地番一覧表のうち下記、農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地区域地番一覧表の用途区分欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地
E	農 地：全区域